

CONTENTS

特集／現代に活かす史跡名勝天然記念物

(史跡名勝天然記念物保存法施行80周年)

巻頭言	史跡名勝天然記念物保護の歩み	記念物課	4
随想	記念物保護行政によせて	坪井清足	6
	ハンズ・オン ツーリズムへの展開 ——生涯学習時代における記念物活用の一方途	濱田隆士	7
解説	記念物保護の新たな試み 史跡／名勝／天然記念物／埋蔵文化財／ 史跡等の整備・活用の明日	記念物課	8
事例紹介	「ふれあい歴史のさと」事業 北鹿地区ふれあう自然と歴史のさと実行委員会	石井啓之	18
	「歩き・み・ふれる歴史の道」事業 会津中央大会(第5回全国大会)	橋本隆光	19

連載

● Cross Road／クロスロード	勝井三雄	20
● これからのアートマネジメント◎／回路を拓く①	熊倉純子	24
● ミュージアムNOW◎	広島県立歴史博物館	26
● まちづくり最前線④	地域文化に根ざしたまちづくり	27
● ことばの万華鏡◎／ことばは生き抜く力の原点だ	水谷 修	30

ACA (Agency for Cultural Affairs) NEWS

・ 第40回 日本伝統工芸展	31
・ 平成11年度 移動芸術祭巡回公演秋季公演日程決まる	34
・ 重要文化財本願寺大師堂(御影堂)巨大な跳ね出しスライド屋根の建設	35
・ 文化財の新指定(美術工芸品関係-1)	36
・ 第14回 国民文化祭・ぎふ99	40

イベント案内

・ 京都国立近代美術館「日本の前衛(Art into Life 1900-1940)」／41	・ 新国立劇場 スポットライト／45
・ 東京国立近代美術館「近代日本の美術と工芸 見ることと作ること」／42	・ 12月の国立劇場／46
・ 東京国立博物館「皇室の名宝」／43	・ 芸術文化振興基金ニュース／47
・ 東京国立文化財研究所「第2回民俗芸能研究協議会」／44	・ 表紙解説／編集後記／48

◆文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。
 {ホームページアドレス} <http://www.bunka.go.jp/>
 {ウェブマスターメールアドレス} webmaster@bunka.go.jp

史蹟名勝天然記念物保存法の制定

記念物・埋蔵文化財の保護に関しては、明治維新後、陵墓の比定に関連して「古墳発見ノ節届出方」(明治七年太政官達)や「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」(同一三年宮内省達)などが開墾等による不時発見の際の届出制度を定め、また遺失物法(同三二年)は学術、技芸または考古の資料となるような埋蔵物の国庫帰属等を規定していた。明治四四年に帝國議會貴族院が行った「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議」は、土地の開拓、道路の新設、鉄道の開通、工場設置などによって、史蹟や天然記念物が日に日

記念物課

史蹟名勝天然記念物保護の歩み

から80年前、大正8年の「史蹟名勝天然記念物保存法」(旧法)によって定められた。旧法に基づく最初の指定は、大正9年等10件の天然記念物である。翌大正10年には常盤公園、兼六園、岡山後樂園等の名勝が初めて指定された。旧法の制度は、平成11年9月現在の指定件数は、史跡1,430件、名勝301件、天然記念物959件となっている。この特集にあたり、まず史蹟名勝天然記念物保護の歩みを振り返るとともに、今後の課題について述べることにしたい。

史蹟名勝天然記念物保護の歩み

史蹟名勝天然記念物の保護制度は、今から80年前、大正8年の「史蹟名勝天然記念物保存法」(旧法)によって定められた。旧法に基づく最初の指定は、大正9年等10件の天然記念物である。翌大正10年には常盤公園、兼六園、岡山後樂園等の名勝が初めて指定された。旧法の制度は、平成11年9月現在の指定件数は、史跡1,430件、名勝301件、天然記念物959件となっている。この特集にあたり、まず史蹟名勝天然記念物保護の歩みを振り返るとともに、今後の課題について述べることにしたい。

巻頭言

記念物行政の特徴

史蹟名勝天然記念物の指定の対象となる記念物は、貝塚・古墳などの歴史上・学術上価値の高い「遺跡」、芸術上・鑑賞上価値の高い「名勝地」、学術上価値の高い「動物・植物・地質鉱物」を総称したものである。これらはいずれも主として土地に関わる歴史的・文化的遺産であり、その土地の歴史的・文化的景観を構成する点で共通する。

ユネスコの世界遺産においては文化遺産と自然遺産を相互に関連するものとして扱ひ、今後の方向として「文化的景観」を重視しているが、わが国がこの分野で八〇年前に同様な発想から出発していることは、国際的に見

に破壊されており、美術工芸品等が古社寺保存法によって保存の途が講じられているのに対し、これらが放置されているのは遺憾であるとして、国家による保存の方策をとることを訴えた。この建議は、植物学者の三好学による天然記念物の保存の提唱がきっかけとなっている。また、同年、徳川頼倫を会長とする「史蹟名勝天然記念物保存協会」が設立され、歴史学者の黒板勝美も保存に関する論説を展開するなど、有識者や民間団体による保存思想の普及や調査等の活動が盛んになされたのである。

政府は建議の趣旨にのっとり、訓令などにより当面の保存措置をとりつつ、法案化の準備を進め、大正八年に「史蹟名勝天然記念物保存法」の成立をみたのである。旧法は全六条の簡単な法律であるが、その主な内容は、①史蹟名勝天然記念物は主務大臣が指定すること、②指定対象の現状変更等を行う場合には許可を必要とすること、③主務大臣は地方公共団体を指定して史蹟名勝天然記念物の管理を行わせることができること、などであり、これらの基本的な保護の仕組みは現在の文化財保護法に受け継がれている。主務大臣は当初は内務大臣であったが、昭和三年から文部大臣となった。

旧法時代の史蹟名勝天然記念物の指定は一、五八〇件であった。この中には、昭和七年の

でも極めて優れた考え方であると言えよう。一方、土地に関わる文化遺産であるということは、他の文化財とは異なる難しさがある。すなわち、土地の所有者など関係者の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意することが必要とされている。このため、現状変更等の制限を受ける指定地を国庫補助によって地方公共団体が公有化するのを推進し、史蹟等の保護と財産権の尊重をともに解決することとしている。また、土地に関する各種の制度との調整や道路などの公共事業と埋蔵文化財との調整も行ってきている。

このほか、自然環境の保護・整備や、古都保存・都市公園などの分野での関係行政機関との連携も図っているところである。

課題と展望

史蹟等については、将来にわたって保存するとともに広く活用を図ることが大切である。史蹟等の活用に関しては、昭和四一年以来「風土記の丘整備事業」を行ってきたが、平成

元年から、新たな視点から活用整備を図るため、歴史的建造物等の復元やガイダンス施設等の建設を行う「ふるさと歴史の広場」事業、平成九年度から地方の拠点となる遺跡等を総合的・複合的に整備する「歴史ロマン再生事業」を実施している。

東大寺旧境内の史蹟指定のように、開発行為に対し文化財を保護するための緊急の指定もあった。

文化財保護法の制定と記念物・埋蔵文化財保護制度の整備

昭和二五年制定の文化財保護法は、第五章として「史蹟名勝天然記念物」に関する規定を設けた。国宝及び重要文化財と同様、特別史蹟名勝天然記念物及び史蹟名勝天然記念物の二段階に分けることとされ、旧法による史蹟名勝天然記念物の指定は新法による史蹟名勝天然記念物の指定とみなすことにより引き継がれた。また、埋蔵文化財も有形文化財として保護の対象とされた。

昭和二九年の改正では埋蔵文化財に関する規定が第四章として独立し、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等による発掘について事前届出を要するものとされ、これに対し、文化財保護委員会は必要な指示を行うことができることとなった。また、史蹟名勝天然記念物については、無断現状変更等に対する現状回復命令と刑事罰が定められ、保護の徹底を図ることとされた。昭和四三年には文化庁が創設され、昭和五〇年の改正では埋蔵文化財の保護制度の拡充等が図られている。さらに、本年の改正では、埋蔵文化財行政の地方分権を図っている。

平成一〇年度からは、今後の史蹟等の整備の在り方について調査研究を開始するとともに、ソフト面の活用を図る具体的方策を調査研究するため「ふれあい歴史のさと」委嘱事業を行っている。

また、平成一〇年三月に策定された「文化振興マスタープラン」は伝統文化の継承・発展の課題の一つとして、文化財の保護対象の拡大と歴史的な文化環境の保護をあげている。文化的景観の一種である「歴史の道」については昭和五三年度から整備事業を始め、「歩き・み・ふれる歴史の道」事業(昭和五八年)や「歴史の道百選」の選定(平成八年)などを行っている。また、平成七年度には史蹟の指定基準を改訂し、指定対象となる時代をそれまでの明治初年ごろから第二次大戦終決ごろまでに拡大し、原爆ドームなどを史蹟指定するとともに、平成八年度から全国的な近代遺跡調査を実施している。平成一二年からは、棚田など農林水産業や伝統的な土地利用に関わる文化的景観の調査を行う予定である。

今後はさらに、地域的・歴史的つながりを有する文化財の総合的な指定・保存・活用や、人が自然と共生する中で生み出してきた文化財とその周辺の環境あるいは関連する文化財との一体的な保護を図っていくことが大きな課題となるであろう。

特集 現代に活かす史跡名勝天然記念物

(史蹟名勝天然記念物保存法施行80周年)

最近

埋蔵文化財行政は大きな転換期を迎えている。それは、地方分権にもなう埋蔵文化財行政が都道府県においてどのように変化するかという点である。現実において現在でも各地の埋蔵文化財行政の実態に相当な格差のあることは、毎年記念物課の作成している発掘届件数表や各県の埋蔵文化財発掘担当者組織表などの資料を見れば推測がつくし、いくつかの遺跡の発掘現場を見学して実感させられているところである。たしかに文化庁の指導、奈良国立文化財研究所の諸研修その他各地で独自の研修も行われ、大学等の教育機関の拡充等ここ二、三〇年の埋蔵文化財調査技術の充実が目を見張るものがある。埋蔵文化財に従事する人員、予算等の拡大も顕著であり、その成果は文化庁で実施している「発掘された日本列島（新発見考古速報展）」等を見ても明らかである。しかし一方で、年間の開発に伴う発掘件数に比べ、史跡として保存される件数はあまりにも数が少ない。また、なぜこのような遺跡が記録保存だけで破壊されるのかと文化庁調査官が嘆く例も少なくない。世論の高まりで保存のできた吉野ヶ里や三内丸山遺跡の成功例はきわめて例外的な現状であることを強く認識する必要がある。その上、近年の不況で地方財政が困難に陥っている時期に地方分権で埋蔵文化財の調査はもちろん、保存する困難は目に見え

史

蹟・名勝・天然記念物の本質を要約するならば、成立の歴史とその価値や情報が後世に適切に伝達される条件を具えた物件・景観、となろう。そのようなものを「文化遺産・自然遺産」と位置づけ、その保持にある種の保証を与える保存法の発想原点は高い評価を受けるに値する。

しかしながら、両遺産共に年数を経るにつれ様々な加齢現象が進み、さらに環境の変化や取り巻く社会状況の遷り変わりもあって、今まさにその在り方が再考されねばならない時点に至ったのも事実である。

そもそも「記念物」というとらえ方には、その時点での現況保存の意味が込められているものの、とりわけ自然要素に関しては遷移も等しく容認せざるを得ないところがあり、決して固定的ではあり得ず、自然界のダイナミズムもまた大きな要素と考えねばなるまい。

他方、これらの物件・景観等を見る側にしてみれば、貴重な宝物をあたかも拝観させていただくというスタンスから、現場に立つてそのリアルな歴史と意義を五感を通して体感する積極的な姿勢へと、大きな変貌を遂げていることも見逃せない。特に、生涯学習時代に入ってその傾向は一段と強まってきている。

指定されているものをただ単発的に訪れるのではなく、周辺環境や歴史的経緯の中で複

ている。

その他地方で発掘された多くの考古資料を地域の博物館等でもっと活用する方法や、測量や現地実測技術、発掘報告書作成技術について最新の技術を採り入れて、報告書作成時間短縮、経費削減にも工夫をする必要があるのではないか。埋蔵文化財行政関係者に予想される困難に対する認識のより一層の進展を望むこと切なるものである。

記念物保護行政によせて

（大阪府文化財調査研究センター理事長

坪井清足

埋蔵文化財関連史跡は、指定以後どのような整備をするかの研究が急務である。古代の官衙遺跡、寺院、古墳等の修景はその問題点も次第に発展し、特に遺構を保存工事をした上で原寸大の建築が復原されるようになって、ようやく史跡を訪れる一般の人々

にも理解できるようになってきたが、先史、原史時代の集落遺跡の整備に際しては、どのようにすれば一般の人々にも理解してもらえるかは、かなり難しい。日本の遺跡全般に外国のような石造建築物はほとんど見られず、木造建築がすべてと言ってよく、これを露出展示することは不可能である。平面形は発掘によって判明するが、上部構造は復原建築設計者の解釈で違ってくる。史跡を訪れる人々に、いちいち「これは何々先生の設計で立面形はいろいろな考え方があるのでですよ」と言うこともできない。そのためか復原建築に反対する学者も多いが、外国の例を見れば、あれはやりすぎだとの批判を乗り越えて保存整備研究が進んだように、試行錯誤を繰り返さざるを得ないようである。一方覆屋をつくって実物を見せる方法も研究されているが、多湿なわが国の気候条件では乾燥地帯のそれと比べて良い方法がなく、またそのデザインが完全に近代的素材を用いてつくられると史跡の雰囲気合致しないといった批判が常につきまとう。また広大な史跡の維持管理体制の問題も軽視するわけにはいかない。管理しやすく、しかもそれぞれの史跡の時代の雰囲気や体験できるような方法は、文化財関係者だけでなく各種の英知を集めてその方向を見いだす必要があるのではなからうか。

ハンズ・オン ツーリズム への展開

—生涯学習時代における記念物活用の一方法

放送大学教授／神奈川県立 濱田隆士
生命の星・地球博物館館長

随想

総合的・総合的に理解しようとする志向が芽生え、管理等関係者側もこれらをエコミュージアムの構想に発展させ、地域ぐるみでの活用を力を入れ始めた。点が面となり、さらに関連諸物件や周辺環境とを絡めることから、記念物は静的な立場から動的な場へと変身を遂げ始めているとみてよからう。

連諸事象の活用は、制度教育や行政主導の企画で進められるのも良からうが、基本的には個人々の自主判断で日常と連動しながら活用するという、生涯学習の中でのエデュテイン

記念物や関

メントプログラムに位置づけられることが望ましい。

RV車に人気が集まり、アウトドアライフに関心が高い昨今の社会では、記念物活用にあたって、ツーリズム発想を軽視できない。事実、国の内外を問わず単なる物見遊山ではなく、それなりの名所探訪の旅が結構な人気を呼んでいるという風潮がある。

エコツアーというイベントも、一種の流行的性格を交えながら活発である。必ずしも指定物件や指定地が含まれるわけではないとしても、好ましい流れであるとしてよい。楽しい生涯学習プログラムへと一層の価値を求めるとなれば、そこには適切なリーダーの存在が不可欠となる。旅行代理店のパンフレットも悪くはないが、しっかりとしたバックグラウンドを持つグループリーダーと現地に詳しい地元ガイドとの出会いが加わればこの上ない。

エコミュージアムには地域活動の広がりがあり、エコツアー型探訪には比較や流れという拡張がある。さらに、ただ見学する姿勢から広義のハンズ・オン発想、すなわち五感での体感局面が加味されるならば、歴史理解・自然理解、ひいては人と自然のかかわりへの幅広い様相が、原体験情報として身につくに違いない。ハンズ・オン、ツーリズムへの展開が大いに期待されるゆえんである。

特集 現代に活かす史跡名勝天然記念物

(史蹟名勝天然紀念物保存法施行80周年)

記念物保護の新たな試み

解説

記念物課

史跡

史跡とは

史跡とは、法的には文化財保護法の第二条に文化財のカテゴリーの一つとしての記念物の定義があり、そのうちの遺跡を第六九条により指定したものであるが、文化財一般を簡単にいえば人と人あるいは人と自然とのかかわりの中で生み出されてきたすべてのものであると言える。それは、人工的なもの自然的なものを含んだものであり、人間とかがわってきたあらゆるものが対象になりうるものである。

例えば、自然の中に存在する山についてみると、奈良の三輪山のように山そのもの

が神として崇められていたり、急峻な山の形状を信仰の対象として修験道が広まったことなどがあり、自然そのものが人とかかわる中で史跡として意義付けされ保存される対象となっている。こうした自然的なものを対象とする史跡は、思想史(宗教史)的なものが多い。鳥取の三徳山や前述の三輪山などはその例である。また、そのほか天然の要害を利用した山城や河川を利用した城下町(一乗谷朝倉氏遺跡)等、自然とのかかわりの中で生まれた遺跡も多い。

こうして考えてみると、史跡とは人間の歴史を基本として考えるものであるが、それは人がつくり出した能動的なものだけが対象で

としてきた時期の中でも取り上げられていないもの、例えば山岳信仰にかかわる遺跡や修験道の遺跡など宗教史の中で特徴を持つ遺跡は、その保存がこれからという分野である。さて、重点的に取り上げている分野の保存についてであるが、中世城館については、各都道府県が補助事業で実施している調査をまとめる中で、国で設置している委員会を検討し、保存すべき遺跡と選定している。また、歴史の道については、補助事業で実施した調査をもとに整備し、それが完了したのから条件整備し、保存に向けて作業を進めている。

近代遺跡については、平成八年度から全国調査を実施しているが、その進め方としては、各都道府県教育委員会に所在調査をお願いし、その中から詳細調査の対象物件を国が設置した検討会で選定し、その後詳細調査を実施し、報告書を作成するという手順である。詳細調査の結果をもとに検討会で保存すべき候補物件の検討がなされ、条件の整ったものから保存の手だてが取られるようになる。こうした手順を踏んで保存されたのが、最近指定の三井三池炭鉱跡である。近代遺跡については、現在も生きている遺跡が多いことを考えると、保存にかかる諸条件が他の史跡に比べ、困難なものが多々あると考えられる。

ところで、史跡の保存という観点からすれば、適切な管理が行われていることが第一で

ある。私たちの仕事は、いかに将来に史跡を残していくのかということである。そうした意味からいえば、適切な管理の下に適正な整備・活用が考えられるべきである。それが現在では、整備・活用が第一と考えるような場面が多々あるような気がする。保存は、整備の期間をはるかに越えるものであり、そうした長さを念頭に置いて、整備の発想をするべきである。

新たな試みの方向

ここで史跡を史跡の保存だけで終わらせない新たな保存のあり方、条件が許せば「まるごと保存」という考え方も念頭に置いて今後対応していきたい。

日本における文化財の保存は、明治期に建物や美術工芸品などの「もの」の保存が開始され、大正期に遺跡などの土地の保存が制度化された。戦後それが民俗・芸能の分野にまで及んだのであるが、これからの保存は、こうした各分野をひくくめたる保存というものも視野に入れて考えていきたい。

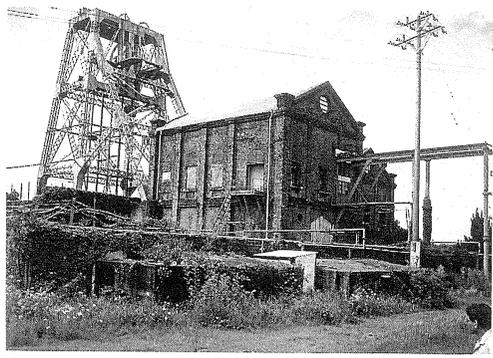
最近特に感じられるのは、史跡単独の指定の場合、指定地の中は法的に守られるが、周辺の景観(一般に史的景観と呼ばれている)は、都市部であるほどそぐわないものとなっている。そうした周辺景観も含めて一体的に

なく、人間を取り巻くあらゆる事象が対象となりうるものと言えるのである。

史跡の保存の現代的展開

そして、指定基準や指定方針に基づき個々に調査した上で個別に保存を図っていくことになる。

現在重点的に取り組んでいる分野としては、中世城館・歴史の道・近代遺跡がある。もちろん、これ以外の保存対象として考えられるものの保存の充実も必要であるし、過去中心



史跡「三井三池炭鉱跡」(福岡県・熊本県)
万田坑跡第二堅坑・櫓・巻揚機室

史跡を保全できれば、史跡の往時の雰囲気をつくり出し、史跡の価値を高めてくれる。それを可能とするのが「まるごと保存」という考え方である。例えば、荘園遺跡の場合、耕地と集落、荘家などの遺跡を一体として保存し、周辺景観をも含めて保存しようと思えば、一つの谷を山の尾根から尾根までの間まるごと保存する必要がある。こうした指定は、いまままで一乗谷朝倉氏遺跡や出雲国庁跡などに見ることができ、一体的な保存という観点では現在進められている石見銀山遺跡の追加指定も同様である。

また、今後保存が考えられる近代の遺跡についても同様なことがいえる。例えば、鉱山遺跡の場合、坑道や採掘施設だけの保存ではなく、そこに暮らした鉱夫の住宅・娯楽施設・生活のための物資販売施設などを史跡という範疇だけでなく、他の文化財の範疇(建造物・歴史資料・民俗文化財など)と一体的に保存して、初めて鉱山遺跡の保存が完成されたものといえるのである。

たしかに史跡の保存は状況に応じて対応せざるを得ない場合が多いが、その史跡の持っている特性を十分に引き出せる保存の在り方、例えば「まるごと保存」などの手法を検討することが今後の課題であろう。

(記念物課史跡部)

名勝

名勝は、その成り立ちや構造から大別して「人文的なもの」と「自然的なもの」に分けられる。「人文的なもの」は、公園、庭園、橋梁などであり、「自然的なもの」には、峡谷、湖沼、山岳などがある。

世界的に新しい試みである名勝保護

この「自然的なもの」には、いわゆる「松原」が含まれている。海岸でもともと松林があったのを利用したものであるために「自然的なもの」に分類されているが、歴史的には、特に江戸時代に海岸線をもつ各藩が、内陸部の農地や集落を潮害から守るために積極的の植林した結果であり、「人文的なもの」ともいえる。

また、峡谷や湖沼、山岳についても、純粋に自然景観のみを評価しているのではなく、長い歴史を通して人間の行動や感情とのかわりをも評価しているのである。古くは「万葉集」などにも多くの自然景観が謳われているが、それ以後も各地に遺る伝承、伝説、様々な事件や著名な人々のことが、自然の風景と結びつけられて伝えられてきた。こうした場所が、特に江戸時代に入り平和が訪れ、人の

交流や動き、すなわち商取引や参勤交代、参詣などを主体にした「旅行」が飛躍的に多くなるにつれて各地の「名所旧蹟」が確立し、出版物の増加に乗って広く知られるようになったのである。

明治時代末から大正時代初期にかけて、近代化による産業、交通の変化、生活の変化が各地の人々の生活場周囲の環境、ひいては国土の変貌に対するアンチテーゼとして「名所旧蹟」の保護が叫ばれたのは当然の帰結ともいえるが、新しい文化を取り入れるのに全力を注いできた時期に、前時代の伝統的な文化の保護も忘れなかつたというバランス感覚には現在でも最大の敬意を払えることといえる。

古く新しい概念「文化的景観」

近年「世界遺産」保護の概念が普及していく中で、Cultural Landscape（文化的景観）という新しい概念が生じている。世界的には新しい概念であろうが、日本においては、この概念とまったく同じ内容の「名勝」保護が八〇年前から行われてきたのである。

とは言え、文化庁においても「自然的な名勝」については、江戸時代に基礎を置いた「文

出した独特の景観を保護の対象としてゆきたい。また、世界的に有名でありながら、国内的にはそれに気付いていない分野である「温泉地」も日本独特の文化的景観として保護すべきものであろう。

人文的なものにも新しい試みが

「人文的な名勝」には、指定基準から「庭園」、「公園」、「橋梁」、「築堤」の分類があるが、圧倒的に「庭園」が主体である。

日本の庭園は、奈良時代に始まり、平安時代の貴族が造った豪華な庭園、鎌倉時代以後禅宗の影響を受けた武家や寺院の庭園と続き、江戸時代には各地の大名や関係する寺院、豪商の庭園が広く造られるようになった。江戸に政治の中心が移ってもなお諸文化の中心であった京都に優秀な庭園が遺されてきたのは当然である。したがって「名勝」に指定されていた庭園は、どうしても京都や滋賀に集中することになった。全国各地の優れた庭園も指定されていたが、それも中央文化の地方伝播の例として価値付けられたことが理由であった。

しかし、昭和五〇年頃からは、各地の歴史や風土に基づいた特色ある庭園も指定してゆく方針が新たに打ち出された。その理由として、庭園を芸術性から評価するだけでなく、

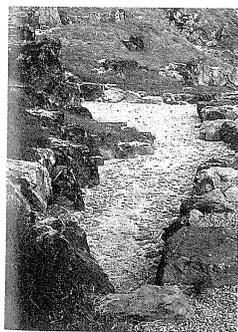
その地方の歴史の中で、庭園と深いかわりをもつ建築、その地の気候、自然環境、作庭理由など総合的・有機的に評価していくことが必要になったからである。その背景としては、全国各地で行われる発掘調査などそれまでにはなかつた詳細な遺跡調査の結果、各地それぞれの歴史が次第に明らかになってきて、中央からの歴史観だけでは学問的な評価が不十分になってきたことがある。青森県津軽地方で幕末から明治時代にかけて造られた、大石を多用した庭園、長崎県五島の城内に造られた、南方樹木を用いた庭園などが例である。

もう一つの新しい傾向としては、いわゆる「発掘庭園」が増えてきたことである。鎌倉時代から江戸時代までの中世、全国各地に割拠した武将たちは、支配地の経済確立に努めると同時に文化政策として、ステイタス・シンボルとして競って庭園を館や寺院に造っていった。学識豊かな僧侶を招き、当時次第に広まっていった茶道を取り入れ、庭園を楽しむことが必要だったのである。全国各地で行われる発掘調査がそうした館や寺院遺跡で行われる場合、池をもつことが多い庭園は遺存度がよく保存されることが多い。こうして世に出てきた庭園遺跡は、樹木こそ失われているものの復元回復が可能な状態が多い。こうして

地中から新しい「名勝」が誕生するのである。福井県福井市の「一乗谷朝倉氏遺跡」で発見

「文化的景観」の保護に留まっておらず、大戦後五〇年間新しい概念を生み出したことはなかった。特に農業、林業、水産業など第一次産業が生み出した独特の景観については保護対象とはして来なかつた。現在いわゆる「近代化遺産」保護のために建造物、史跡分野で新しい指定が始まっている。これらは人間が創り出した物の保護であるが、名勝の分野では、人間が自然に働きかけて、自然と人間が共同で創り出した景観の保護が必要となる。以前から各地の「棚田」の保護が叫ばれてきた。農村の過疎化、高齢化は、最も過酷な労働を必要とする「棚田」の維持には致命的である。主として民俗学者や写真家たちの後押しもあり「棚田サミット」も続けられている。最近フィリピン国の「棚田」が世界文化遺産に登録された。こうした動きに対応して、平成

一年五月に長野県更埴市にある著名な棚田を「嬬捨(田毎の月)」という名で「名勝」に指定した。今後も農業、林業、水産業が生み



名勝「向嶽寺庭園」(山梨県)
発掘調査で現れた池と石組



名勝「嬬捨(田毎の月)」(長野県)
棚田の景観

された室町時代の庭園を端緒として、古い時代では、奈良県奈良市の「平城京左京三条二坊宮跡庭園」、中世では岐阜県の「東氏館跡庭園」などが典型である。また、荒廃して構造が不明だった庭園が発掘調査で甦り名勝に指定されたものもある。山梨県塩山市の「向嶽寺庭園」が好例である。このように発掘調査により出てくる庭園の保護は今後も続いてゆく予想である。

古い庭園の保護だけでなく、将来につなげる新しい庭園の保護はどうかというと、残念ながら、大戦後は保護すべき優れた庭園が現れていないといつてよいだろう。現代は庭園も建築も文化的に過渡期にあるのではなからうか。新しい庭園、ひいては新しい名勝が誕生するのを期待したい。

(記念物課名勝部門)

特集 現代に活かす史跡名勝天然記念物

(史蹟名勝天然記念物保存法施行80周年)

天然記念物

天然記念物と文化財

文化財保護法では、天然記念物を史跡や名勝とともに記念物として文化財のひとつと定義している。

わが国の文化財保護制度は、様々な歴史・文化遺産に限らず、地史や自然の特徴、人が自然とかかわりながら育んだ自然物などを記念する自然遺産にまで広げてこの国のかたちをとらえ、それらを一体的に保護しようとするもので、そのすぐれた総体的であることに特徴を有する。この文化財を広くとらえ、文化の創造の基盤にしようとする卓見した趣旨により、わが国の文化財保護制度を世界的に類をみないものにしていく。

文化財を広くとらえようとするこの思想は、ちょうど八〇年前の大正八年（一九一九）に成立した史蹟名勝天然記念物保存法においてすでに取り込まれていたのであるが、ややもすると、天然記念物は絶滅のおそれのある希少な動植物やすぐれた自然などとしてイメージされ、自然そのものを保護する制度であるかのように受けとめられる傾向は否めない。文化財のひとつとしての天然記念物が着目しようとする自然は、日本の国土の成り立ち

を知る上で欠かせない学術的価値を有するものである一方で、この国の風土や文化の形成にかかわり、また人が育み守り伝えてきた文化的遺産としてのそれなのである。制度が誕生して八〇年。この間、様々な事情が背景に

地域文化財としての天然記念物とその活用

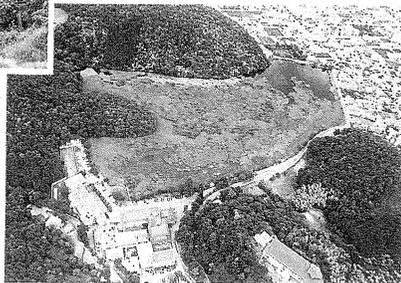
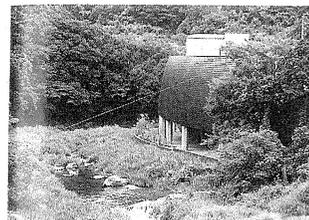
あったとは言え、天然記念物とその保護制度の目的は、自然環境の構成要因としての貴重な動植物の保護を目的とする自然保護制度とは、異なるものであることに注意したい。

さて、温暖で降雨量も多く大陸起源の南北に長く連なるこの島国は、世界的にも数少ない多様性に富んだ自然をもつ。そんな国土での長い歴史を通じて、人々は地域によって多様な歴史と文化を生み、育んだ。土地の自然と深くかわつた生業や生活の様式は、地域によって一様でない風土や文化をもたらしたのである。

天然記念物には各地で様々な人と自然のかかわりを反映したものが多くみられることは先に触れたとおりである。それらは、信仰や故事に由来する巨樹・老樹の単木であったり、神の宿る森や山であったり、花や紅葉に着目した二次植生であったり、神に見立てられた鳥や魚であったりする。このことは、これらの自然物が地域において歴史や文化と一体的にとらえられ親しまれてきもした文化財であることを物語っている。

近年、地域に伝えられてきた独自の文化財がもつ価値に着目して、地域づくりの核とし

天然記念物「美郷のホタル発生地」（徳島県）
地域文化財としての天然記念物の保存と活用を地域づくりの核にしようとする天然記念物整備活用事業を推進している。



天然記念物「深泥池生物群集」（京都府）
湿原の保存には湿原や水域のみならず集水域やバッファゾーンとしての周辺域を確保することが重要となる。

てこれを活用するところが増えてきている。天然記念物についても、地域の住みよい自然環境の創造や悪化した自然環境の回復への関心が高まる中で、天然記念物の保存と活用を核にした取り組み事例がみられるようになってきている。

こうした動きに呼応して、文化庁では、天然記念物を身近な文化財として地域の歴史や文化と一体的に理解し、地域づくりの一助とするための学習施設や観察施設の整備事業への補助金交付を平成六年度から実施している。地域の人々にとって文化財の本来の意義が理解され、身近な存在となつて様々な活用されてこそ、その保存も図られよう。

どの地域においても環境問題を重要課題にせざるを得ない今日、持続的に人が自然とかかわってきたかつての仕組みには学ぶべき点が多いとして注目されている。繰り返すが、天然記念物には人と自然のかかわりの所産として伝えられてきた自然物が多い。この文化財が地域で大いに活用されることが期待される。

天然記念物保護制度の仕組みとその充実

八〇年に及ぶ歴史を通じて指定され、全国津々浦々に現存する天然記念物は九五九件にのぼっている。これらの天然記念物の保護制

度は、長年にわたる記念物保護行政の一環として時を追って充実が図られてきた。

他の記念物同様、天然記念物についても文化財保護法に基づきいわゆる現状変更の制限や保存に影響を及ぼすおそれのある行為の排除により保存が図られていることは、周知のとおりである。けれども、天然記念物では時間の経過による変化が自然下で生じることが普通であり、周辺の環境変化に起因する直接・間接的影響が波及する場合も少なくない。そのため先の現状変更の規制だけでは実効を期待できないことが多く、したがって消極的な保存措置と言えなくもない。では、どのような方策が講じられれば積極的な保存措置と言えるのであろうか。

天然記念物は生きものである動植物自体のほか、その生息・生育地を含めて保護の対象としているものから地質鉱物、地形まで、実に多岐にわたっていて、所在する場所の位置や周辺の環境も多種多様である。このような天然記念物を、それぞれが有する価値を喪失させないように保存するためには、現状変更行為に適切に対処する一方、当該天然記念物の由来や出自に対応した個別の管理方針を計画的に実施する必要があることは容易に理解できよう。

特定の天然記念物の保存を期するため、現況把握と衰亡などの変化の原因を究明するため

の緊急調査、回復や維持を図るための保護増殖事業、生息・生育環境の整備を行う保存修理事業、現状維持や必要な保存措置を講じるための指定地の買い上げ事業、天然記念物に指定された動物による食害の防止事業などが制度として運用されてきている。これらの事業は、いずれも文化庁が交付する補助金を得て地方公共団体や所有者、管理団体が実施するものであるが、複数の事業を組み合わせなければ効果が得られない場合が少なくない。複数の事業を効果的に実施するためには、事前に保存管理計画を策定しておくことが望ましいが、この策定事業についても補助金の交付を受けることができる。

天然記念物はその対象が著しく多岐にわたっていること、変化が生じやすいこと、指定面積の広さがまちまちであること、動物には地域を定めずに指定されているものがあることなどが背景となつて、指定や適切な保存管理方針の体系化が十分に図られているとは言えない状況にある。こうした状況を打開し、文化財のひとつとして他の記念物と同様により適切な保存と活用へ備えるため、平成一〇年度に「天然記念物保護制度の充実のための調査研究委員会」を設置し、諸課題について改善・充実を期して専門家による検討を行っているところである。

（記念物課天然記念物部門）

特集 現代に活かす史跡名勝天然記念物

（史蹟名勝天然記念物保存法施行80周年）

埋蔵文化財

埋蔵文化財保護のあゆみ

昭和三〇年代後半の高度経済成長期以降、開発事業の増大に対応して埋蔵文化財保護の枠組みが定まってきた。多くの遺跡が失われる中で、開発事前の発掘調査の確保がまず課題であった。公共工事を行う省庁や公団等との覚書等がかわされ、事前調査を実施することの合意が形成され、都道府県の調査体制の整備が始まった。これによって、行政組織において埋蔵文化財の専門職員を確保し緊急調査を実施する体制が整備され、また制度面でも、昭和五〇年の文化財保護法改正により埋蔵文化財の保護規定が整備された。

その後、高速道路網の整備をはじめ開発事業は激増し、発掘調査件数も飛躍的に増大を続ける。都道府県の体制はさらに強化され、公立あるいは財団法人等の調査組織の設置が相次ぎ、市町村への専門職員の配置も進んだ。国・県の公共事業は都道府県で、市の事業および民間事業は市町村という現行の一般的な役割分担も定まった。

こうして埋蔵文化財保護行政は一定の到達をみせ、行政のなかで一定の位置を占めるに至っている。現在、埋蔵文化財関係の職員は

全国で約七、〇〇〇人、発掘調査は全国で年間約八、〇〇〇件、その経費は約一、三三〇億円規模となっている。

埋蔵文化財保護をめぐる最近の情勢

埋蔵文化財をめぐる情勢は、長らく「開発か保護か」といった表現で相反するものとしてとらえられてきたが、近年、埋蔵文化財を取り巻く情勢も次第に変化している。社会資本の整備が最優先であった時代から、物質的な豊かさよりも、環境や文化といった心の豊かさや求められるようになり、開発事業と埋蔵文化財についても、よりよい共存が真剣にさげられるようになってきている。

また、発掘調査により各地域の歴史が明らかになるにつれて、埋蔵文化財が自分たちの住む地域への誇りや愛着をもたらす重要な財産であり、吉野ヶ里遺跡や三内丸山遺跡にみられるように、まちづくりの素材となることが認識されてきた。遺跡が開発事業の邪魔者と考えられた時代から脱却しつつある。

さらに、考古学に興味をもち遺跡や博物館に足をのびず人々が確実に増えている。新たな発見が日々報道されているが、これは遺跡

の発掘や出土遺物などに関心をもつ層の多さの反映であろう。遺跡は大切であるという総論は大方の支持をえられるであろう。

埋蔵文化財保護行政の成熟のために

これまでの蓄積により到達した埋蔵文化財保護行政、これを後退させることなくさらに成熟・充実させるためにはどうすべきか。

全国で三七万ヶ所（平成五年度調べ）ある埋蔵文化財包蔵地の保護については、法律上土木工事などを実施する際には事前の届出が義務づけられ、必要な場合は発掘調査を指示することができるという規定されている。この発掘調査については、その経費負担を含め、事業者の理解と協力をいっただいては、今後埋蔵文化財保護の充実のためには、国民の理解と協力が不可欠である。

そのためには、まず埋蔵文化財の意義を説き、保護の必要性を示すことが大切であろう。史跡に指定されるような重要な遺跡もそのみで存在するのではなく、歴史的な歩みの中で生まれたものである。埋蔵文化財包蔵地と呼ばれる無名の遺跡たちの解明なくしては、地域の歴史は貧弱で皮相なものにしかたない。発掘調査などによって明らかにされた個性豊かな地域の歴史と文化を、わかりやすく語る努力を惜しんではいられない。文化庁で

は、平成七年度から「発掘された日本列島展」を全国で巡回して開催しており、話題になった出土品を展示して、国民の埋蔵文化財に対する理解の一助としている。

また、開発事前の発掘調査の一連の取扱いについては、一定の標準や基準や考え方に基づいて適切かつ公正に進めることにより理解と協力を得ることが重要である。

どのような場合に発掘調査の実施を指示するか、調査範囲をどのように決定するか、経費の根拠は、などについて一連の取扱いを客観的にし、事業者の理解が得られるように説明する必要がある。

文化庁では、平成六年に「発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究会」を設置し、埋蔵文化財包蔵地の所在状況の十分な把握、開発事業との迅速な調整、試掘・確認調査の確かな実施による遺跡の有無・範囲・内容の正確な捕捉、発掘調査が必要な範囲の適正な決定、発掘方法と記録作成の標準づくり、調査経費の積算標準の設定など、実態を踏まえた上で全国的な見地から検討を進めている。

遺跡を後世に残す保護行政への転換

これまでの埋蔵文化財保護行政は事前調査の実施に多くの労力を割いてきた。しかし、増大する発掘調査に追われては、埋蔵文

化財包蔵地の把握や、重要遺跡の保存・活用、調査成果の教育普及など、調査以外の重要な諸施策を十分に遂行することはできない。

発掘調査が必要となるのは、計画された工事が埋蔵文化財を破壊する、あるいは影響を及ぼすおそれのある場合、また道路などの恒久的な構造物等により埋蔵文化財が損壊するに等しい状態となる場合である。これまで、最低限、記録だけでも残すことが大きな課題であったこともあり、なるべく発掘調査を実施する方向で進められてきた。しかし、今後は、原則として壊れる場合に発掘調査を限定し、可能な限り発掘調査を避けて後世に残すという考え方に転換を図っている。「掘る行政」から「掘らずに残し、残した埋蔵文化財を適正に保護・管理・活用する行政」への転換である。これによって、本来果たすべき多様な施策をバランスよく実施すべきであろう。

埋蔵文化財保護体制の充実をめぐる

埋蔵文化財の保護については、地域の文化財を地域で守るということが基本であり、市町村が保護の基礎単位となり、それを県・国が支援することが望ましい。市町村への専門職員の配置は進んでいるが、なお全市町村の五割弱であり、また職員が配置されている市町村間においても、開発事業の把握など実際

の対応にはばらつきがあり、埋蔵文化財の保護は十分に定着しているとはいえない。

開発事前の発掘調査を、将来的にどのような体制や枠組みで実施するか、今後の大きな課題である。発掘調査を業務とする発掘会社も生まれ、導入事例も増えている。しかし、遺跡の取扱いを判断するのは行政の役割であり、また発掘調査は文化財保護上の行政的措置として行っているものであり、遺跡を理解する能力をもつ専門職員を十分に備えた体制整備がまず進められるべきである。現段階では、一定の保護体制をもちながら事業量が著しく過大となり対応が困難な場合に、調査能力を的確に判断した上で民間会社の導入を図るよう指導している。民間会社により効果的な活用については、十分な検討が必要となる将来的な課題であろう。

埋蔵文化財の保護をさらに定着させ発展させるために、全国的な見地から標準的な考え方を示す国、地方的なにもなう文化財保護法の改正（平成一二年四月施行）により名実ともに埋蔵文化財行政の主体者となる都道府県、そして埋蔵文化財保護の基本となる市町村が、地域的な特質に合った役割分担はどうあるべきかを考えながら、それぞれが果たすべき役割を意識し、今後とも、ともに知恵を絞って協力して保護行政を進めていきたい。

（記念物課埋蔵文化財部門）

特集 現代に活かす史跡名勝天然記念物

（史蹟名勝天然記念物保存法施行80周年）

史跡等の整備・活用の明日

「村おこし」「町おこし」の主役

最近、景気が低迷しているにもかかわらず、文化財をメイン・メニューに据えた「村おこし」、「町おこし」に随分活気がある。社寺建築や町並み、民俗文化財などに加えて、史跡や名勝、天然記念物の整備活用事業がコアになってきていることも少なくない。もっとも、文化財の事業は全体のパイが小さいから、他の大規模な事業が落ち込んでいるのに比較すると、相対的

に数が多く、よりいきいきと活気があるように見えるだけなのかもしれない。だが、そこには「古いもの」、「伝統的なもの」、「忘れ去られたもの」をじっくりと見直し、将来のまちづくりの積極的にかししながら、次の世代へ確実に伝えていこうという考え方が着実に芽生えつつあるのが見て取れる。

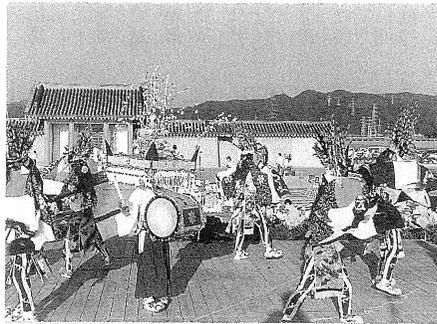
「凍結的保存」から「整備」、「活用」へ

こうした風潮は、バブル経済はなやかなりし一九八〇年代後半からつい最近にかけてのきわめて新しい傾向である。永らく、文化財とは重要な歴史的価値を有するが故に触れてはならぬ「お宝」であり、とりわけ史跡などは「凍結して

史跡「池上曾根遺跡」(大阪府) 弥生時代の大規模竪立建物と大井戸の復元



史跡「城輪捕跡」(山形県) 整備された広場での伝統的舞踊



こうした風潮は、バブル経済はなやかなりし一九八〇年代後半からつい最近にかけてのきわめて新しい傾向である。永らく、文化財とは重要な歴史的価値を有するが故に触れてはならぬ「お宝」であり、とりわけ史跡などは「凍結して

保存すべし」との考え方が主流をなしてきたこれに対して、文化財の保護は「保存」と「活用」の両輪からなるとの考えから、保存をより確実にするための環境整備や、活用の一環としての積極的な整備が求められるはじめたのである。一九六〇年代前半までは史跡等の保存修理や防災事業が中心となっていたが、一九六〇年代後半から一九七〇年代初頭にかけて開始された史跡等の環境整備事業では、多彩な遺構の表現手法が試され、それらが面的に拡大する方向に発展してきた。さらに、一九九〇年代にはガイダンス機能をもった屋内展示施設とのリンクや、実物大模様の野外展示、管理運営施設の建設など、以前の環境整備事業にはなかった新しい整備メニューが加わり、やがて体験学習などの多彩なソフトメニューを盛り込んだ大規模な整備活用事業へと発展した。

このように、史跡等の整備事業はここ一〇年の間に大きく様変わりした。しかし、将来的には、地域の要求に根ざして、もつと多様で、かつ多彩に変化していくであろうし、また変化することが求められてくることだろう。

さらに新たな発想を 「総合的な保存」と「有機的な活用」

今後ますます新たなテーマのうちのひと

密接に結びつく考え方である。

「ふれあい歴史のさと」研究委嘱事業

以上のような展望のもとに、現在、文化庁記念物課が取り組んでいる研究開発について、最後に紹介しておこう。記念物課では、記念物についての正しい理解と認識をもち、心の教育の場として環境を整えるための効果的な研究開発を行うために、平成一〇年度から五ヶ年の計画で、「ふれあい歴史のさと」と題して都道府県教育委員会に研究委嘱を行っている。①記念物とその周辺地域を含めた総合的な活用の手法や、②他種類にわたる複数の記念物の複合的な活用の手法、③複数の市町村の連携による新しい活用のあり方などを研究のテーマとするもので、前記した地域の自然をも含めた文化財の総合的で有機的な保存活用を展望した内容となっている。本号でも紹介する「北鹿地区ふれあい自然と歴史のさと事業」に取り組んでいる秋田県をはじめ、天然記念物形沢の沢スギや史跡じょうへのま遺跡などを有機的に活用しようとしている富山県入善町、肥前地域に広く分布する古陶磁器窯跡の保存と活用を機軸に全県的な連携をめざす佐賀県など、今後文化財の保存活用を新しい視点で実践する試みとして、示唆的な成果が期待される。(記念物課整備部門)

特集 現代に活かす史跡名勝天然記念物

(史蹟名勝天然記念物保存法施行80周年)

つに、「総合的な保存」と「有機的な活用」とがある。時代を問わず、ある共通の土壌のもとに生まれた文化財は、有形文化財や史跡名勝天然記念物、民俗文化財を問わず、共通の文脈のもとに互いに関連性をもっているはずである。本来、緊密な関連性を有している遺産群を、地域の歴史を語る資産として、真の意味において保存し活用するためには、それらをバラバラに切り離すことなく、全体としてとらえ直す視点が必要である。したがって、あるひとつの文化圏内に存在する有形・無形の文化遺産を総体としてとらえ、それらを取り巻く自然環境を含めて、総合的で有機的な保存と活用の仕組みを考案することが求められてくるのだと思う。最近、各地で行われている発掘調査の成果は、我々の先人たちが身のまわりの自然と深くかかわり合いながら、独自の文化を築き上げてきたことを明確に教えてくれる。ある時には日常の生活になくてはならない食糧供給の場や生産の場として、またある時には精霊の宿る聖なる領域として、自らを取り巻く山や川、森などの自然に接してきたのである。身のまわりの自然との深い結びつきの中で育まれた文化財を、再び現代の自然との関係の中で見つけ直すことが求められている。

は、体験学習施設や展示施設など、文化財を活用するための種々の施設や、博物館、美術館、公民館など、文化財に関連するすべての資産や施設を広く「文化的資源」と位置づけ、ひとつの文化圏内に所在するすべての「文化的資源」の体系的、有機的な活用を模索すべき時期にきているように思う。

地域まるごと文化財—文化的景観の保全

我々の身のまわりの自然といえば、田や畑などの農耕地であったり、里山であったり、また漁場などの川や海であったりする。それは、その土地に住む人々が自らの生活や生業のあり方を土地に刻みつけることによって、長い時間が経つうちに形づくられてきた「原風景」とでもいべき独特の風景である。このような風景を、いま「文化的景観」と呼ぼう。有形文化財や史跡名勝天然記念物などすべての文化財は、その土地の原風景でもある文化的景観と結びついていることに気づくだろう。このような、自然との深いかかわり合いの中で、人間が生み出した遺産の総体を、ひとつの景観の中の有機的なシステムとして、将来に継承していくことが求められているのではないか。「地域まるごと文化財」とでもいえるだろうか。先に述べた、史跡等の総合的で有機的な保存活用とも

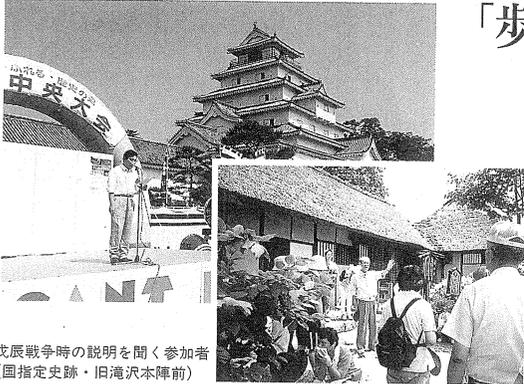
特集 現代に活かす史跡名勝天然記念物

(史蹟名勝天然記念物保存法施行80周年)

会 津地方の田植えが終了し、農作業が一段落した六月一三日(日)に、東北では初めての「歩き・み・ふれる歴史の道」第五回全国大会が開催されました。大会は梅雨の季節のさなかであり、風雨による山道や峠の通行が心配されましたが、三〇℃を越す真夏の暑さとなり、参加者の健康が心配になりました。大会は三会場・四コースで開催され、それぞれの会場では会津地区や県内、そして全国から集まった参加者の受付で大変混雑していました。

メイン会場となった会津若松・河東会場では、一般向けの「参勤交代コース」とファミリー向けの「小田山の歴史コース」の二つのコースを設定しました。開会式は観光会津のシンボルである若松城本丸の天守閣前で行われ、栗城河東町長による開会宣言の後、菅家会津若松市長による主催者挨拶、そして林田文化庁長官・佐藤福島県知事の祝辞が述べられ、九時三〇分に鶴ヶ城太鼓の出陣太鼓に見送られながら長官や知事と一緒にスタートしました。途中文化財の前では地元郷土史研究会の方々による史跡や名所の説明が行われ、参加者は足をとめて熱心に説明を聞いたり質問をして、会津の歴史に触れ、文化財を鑑賞していました。また、沿道の地区町内会やボランティアの方々による会津弁での冷たい麦茶のサービスは遠来の参加者にとって、心か

開会式であいさつする菅家一郎実行委員長(若松城本丸前)



戊辰戦争時の説明を聞く参加者(園指定史跡・旧滝沢本陣前)

「歩き・み・ふれる歴史の道」事業 会津中央大会(第5回全国大会)

福島県会津若松市文化課文化財係
橋本隆光

らの歓迎の言葉として伝わり、優しい健康な笑顔が大会を盛り上げていました。参加者は八六歳の高齢者から小学生まで幅広い年齢層で、遠くは前年度大会の三重県からも参加があるなど、本大会が全国的な事業として定着しつつ

あると感じました。また、県外在任の会津出身者からは「昔も今も変わらない故郷の道を歩き、大変だった当時を思い出すことができ嬉し、とても懐かしかった」との感激の声がありました。

参勤交代コースは旧会津藩が江戸に向かうための旧白河街道でその途中までの滝沢峠を中心に歩くコースです。戊辰戦争の時には白虎隊が出陣した道として知られており、園指定史跡の旧滝沢本陣、赤井谷地湿原、白虎隊が戦った戸ノ古戰場跡を通り、猪苗代湖畔までの約一二kmの山道を歩くコースです。このほか、下郷会場では「下野街道コース」として石畳道に整備した街道を歩き、途中で、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「大内宿」で休憩するコースや会津ばんげ会場の「越後街道(東松峠)コース」は越後諸藩の参勤交代路として、また物資の流通で大いににぎわった趣を良く残している宿場町や峠を歩くコースが設けられました。コースでは特産品の販売も行われ、地元との交流を図りながら初夏の峠道・街道を歩いていました。

最後にそれぞれの反省会で「事故や負傷者もなく、無事終了することができた。大会は大成功であった」との総括ができたのは、実行委員やボランティアの方々、文化庁、県の関係各位のご指導、ご協力によるものであり、厚くお礼申し上げます。

平 平成一〇年度に委嘱を受けた秋田県は、平成一二年度までの三ヶ年計画で、県北部の北鹿地方一〇市町村教育委員会で組織した「北鹿地区ふれあう自然と歴史のさと実行委員会」に事業実施を委託して、より効果的な文化財の活用のための研究を進めています。

研究のテーマは、「広域にわたる複数市町村の連携」と「住民参加型の事業推進」です。

北鹿地方は、特別史跡大湯環状列石や天然記念物長走風穴高山植物群落をはじめ、多くの自然遺産や歴史遺産に恵まれた地域なので、複数市町村が連携することで一層効果的な活用ができると考えています。

また、地域の文化遺産を守り活用するにはまず住民がそれをよく知り、愛着を覚えることが大切と考え、住民参加型の事業推進をもう一つのテーマに設定しました。

平成一〇年度には、各市町村別のガイドブックと専用綴じファイルを作成し、市町村の拠点施設で希望者に無料配布するとともに、地域の中学生全員に配布しています。反響は大きく、遠くからわざわざ集めて来る人がいるほどです。

平成一一年度には、各市町村で「ふれあう自然と歴史の探検隊」と称するボランティアを募集し、打ち合わせ会とワークショップを何度も繰り返しながら、文化財総合案内サイ

「ふれあひ歴史のさと」事業 北鹿地区ふれあう自然と歴史のさと実行委員会

秋田県教育庁文化課学芸主事
石井啓之

事例紹介



サイン板制作ワークショップ



遺跡発掘体験

ン板(各市町村一基)のデザインや文化財体験カードづくりに取り組んでもらっています。また、今年度は、活動をさらに地域に広めることをねらって、二回のシンポジウムを開催します。第一回は、美しいブナ林に囲まれた森吉町で八月下旬に開催し、フィールドワーク(登山や遺跡発掘体験など)や講演会、パネルディスカッションを実施しました。改めて森吉町の自然と歴史の良さを実感したことに加えて、「地域はまるごと博物館、住民はみな学芸員」というエコミュージアムの考え方を学んだことが大きな収穫でした。ガイドブック制作、住民参加のサイン板づくり、シンポジウム開催など個々の活動が、実はエコミュージアムという一つの大きな目標につながるのではないかと考えはじめています。第二回は一月二三日、鉾山町として発展した小坂町を舞台に「一日エコミュージアム」の実現を計画しています。

今回の事業では、様々なものを「つなぐ」ことの意義を感じています。地域と地域、住民と行政、行政と行政などを「つなぐ」ことが、今後地方分権の時代にますます重要になると考えます。平成一二年度のイラストラマップづくりで研究委嘱事業は終了しますが、この事業を通じて形づくられた「つながり」を大切に育てていきたいと考えています。

編集後記

史蹟名勝天然記念物保存法が大正8年に制定されてから80年が経つ。同法が制定された時代は、わが国が一丸となって近代国家をめざして国土開発を進めていた時期であり、また、国民の間に文化財に対する理解と認識が定着していなかった時期でもある。そのような時に、歴史的な遺跡はもとより、庭園、並木、巨樹・古木や動植物の自生地などまでも対象として、これらを後世に守り伝えようとした先人達の熱意と努力そして苦労は計り知れない。もし、このような文化財保護の措置がもっと遅れていたならば、多くの貴重な文化遺産が消滅していたに違いない。近年、わが国の貴重な文化遺産や自然遺産が人類全体の遺産としてユネスコの世界遺産に登録されているが、その喜びと誇りを感じるとき、これらの先人達の努力と苦労に想いを巡らせずにはいられない。

(よ)

◆文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。
(ホームページアドレス)
<http://www.bunka.go.jp/>
(ウェブマスターメールアドレス)
webmaster@bunka.go.jp

文化庁月報 11月号 (通巻374号)

平成11年11月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎよせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

URL : <http://www.gyosei.co.jp>

印刷所—(株)行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株)ぎよせい営業部広告課

電話03(5349)6657 (ダイヤルイン)

©1999 Printed in Japan
ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。